

○議長（高橋伸二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。十一番金田もとる君。

〔十一番 金田もとる君登壇〕

○十一番（金田もとる君） 日本共産党県会議員団の金田もとるでございます。会派を代表して質問させていただきます。質問に入る前に、今回の能登半島での大雨洪水被害で命を失われた方々の御冥福を祈り、また大きな被害に遭われました方々にお見舞い申し上げます。知事におかれましては、全国知事会の会長としても、一月の能登半島地震の被害の救済に向けて、更に国に全面的な支援を求めて奮闘していただきたい。そのことをお願い申し上げます。質問に入ります。

大綱一点目、宿泊税導入提案の撤回を求めて質問を行います。

今議会に提案されている宿泊税条例について、現時点で当事者、特別徴収義務者となる宿泊事業者の方々の理解と同意が得られている状況にはなく、また、納税者となる県民の皆さんへの周知・理解も進んでいるとは言えないこの現状から、同条例の提案撤回を求めます。宿泊事業者の方々からは、三月二十五日と七月八日の二度にわたって、宿泊税導入に反対する要望書が提出されました。反対の理由として、大きくは一つに、宿泊者には重過ぎる負担。二重課税、三重課税となる。このことは、旅行心理に水を差す。二つ目に、コロナ後の宿泊者数において、まだまだ回復していない宿泊施設が多い。三つ目に、宿泊施設の経営環境は四年前よりも悪化している。四つ目に、宿泊税に対する理解を得ていると言えない。この四点が指摘されました。新税は徴収する行政側の理論だけではなく、人々の共感と納得があつて初めて導入できるものであり、今、県が導入を目指している宿泊税については、宿泊税の特別徴収義務者として想定している宿泊事業者の共感と納得を得ているとは言いがたい状況にある。このようにされています。日本共産党県会議員団として、仙台市議団をはじめ、各自治体の市町村議員とともに、それぞれの地域の宿泊事業者の方々から直接御意見を伺い、また、県主催の事業者向け説明会、県民説明会にも参加する中で、事業者の方々や県民の皆さんの思いも直接耳にしてきたところでございます。宿泊事業者の方々、燃料費、食材費などの高騰で利益が相当圧縮され、かつ、大震災時の借入金や新型コロナウイルス禍でのゼロゼロ融資の返済に今四苦八苦しています。新型コロナウイルス禍からまだ立ち直っていない。県内温泉旅館の

平均稼働率も三七%と低レベルにとどまっているとのデータもあります。従業員の給与もなかなか上げられず、他業種と比べてもその水準は低く、人手不足で全ての客室を稼働させられない状況にもあります。ここに新たな税金徴収業務が加わる。知事、まずもって、このような県内の宿泊事業者の窮状を理解されていますでしょうか、伺います。

知事はこの間、事業者への戸別訪問の結果として、おおむね七割の方々には御理解いただけたとの発言を繰り返され、この発言自体が物議を呼びました。その後の各圏域での説明会では、「七割は粉飾された数字だ」「言われたことを理解するのと賛否は別。理解した上で私たちは反対している」こういう声も上がりました。知事、知事の宿泊事業者等の七割がおおむね理解し、導入に納得されているとの発言は、事実をゆがめた恣意的な発信だったと指摘し、発言の撤回を求めます。お答えください。

県内各地域での宿泊事業者への説明会・意見交換会の場では、四年前の提案を撤回して以降の県からのアプローチ、制度設計について事業者と一緒に考えていこうという姿勢が皆無であったとの指摘も相次ぎました。県は、この間、先行自治体である福岡市と長崎市の行政担当者や宿泊事業者へヒアリングを行い、宿泊客や宿泊事業者との間で大きな問題は生じていないとの説明を行っています。しかしながら、福岡市や福岡県、長崎市においては、導入に至るまでの検討委員会での議論や宿泊事業者の団体との意見交換、各宿泊事業者との意見交換会がより丁寧に行われていました。私も県議会総務企画常任委員会の一員として長崎市に伺い、長崎市の宿泊税の概要、条例制定の経過、導入準備、宿泊税充当事業の周知等について調査してまいりました。長崎市の導入ワーキング会議で検討が開始されたのは二〇一七年度です。第一回宿泊税検討委員会が開かれたのが二〇一九年十月、二〇二〇年以降は、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて検討委員会を開催、宿泊事業者の団体との意見交換会も重ねられました。事業者の意見も踏まえて、宿泊税の導入及び税率について一律二百円から段階的な税率を変更する方針を決定したのが二〇二一年八月、宿泊税条例が可決されたのが二〇二二年二月議会でした。一方、宮城県は二〇二〇年二月議会で知事が当該条例案を撤回し、それ以降、動きは止まりました。宿泊事業者、関係者への丁寧な説明、協議は、福岡や長崎の状況と比べても、宮城県の対応はあまりにもお粗末だったと言わざるを得ません。四年前の提案時に実施されたパブリックコメントについて、県は今回精査した結果として、明確に

課税へ反対する意見は七割から八割程度であったと報告されています。そもそも、七割から八割の反対意見があれば、少なくともその後当事者・関係者との十分な協議を行い、理解を得ることに注力し、制度設計の見直しも行う。このような作業が行われていくべきだったのではないのでしょうか。知事、いかがですか。お答えください。

特別徴収義務者となる宿泊事業者の徴収事務に関連して伺います。

県は、宿泊事業者の徴収事務負担軽減策として、徴収開始後一定期間、県にカスタマーセンターを設置し、事業者からの納税に関する相談や、宿泊客から納税に理解をもらえない場合の対応を引き受けるとしています。宿泊事業者が特別徴収しなかった場合や宿泊者が宿泊税を支払わなかった場合の対応と罰則の有無について伺います。地方税法並びに今般提案されている県条例案に沿って、それぞれお答えください。

節目節目での知事の発言は、物議を呼びました。七月十六日の定例記者会見において、知事は「一人でも多くの方に理解を得られるように努力はいたしますけれども、宿泊事業者の皆さんの全員の理解がないと何もやらないということにはならない」と発言。九月四日の定例記者会見では「議会に提案する準備は整っておりますので、今回、九月十二日の説明会での御意見を聞いて制度を変えることはないです」と述べました。九月十二日の説明会では「どれだけ反対意見があっても提案を変えずにやると知事が言っている。だったら、今日の説明会をやる意味はあるのか」「どれだけ厳しい声があっても、提案を取り下げることはいらないとは、あまりにも傲慢だ」「知事には、何を言っても無駄だと思いつつ、やはり言わずにはいられないので発言する」という声が上がりました。「これだけ宿泊事業者から反対の声が上がっているのに通してしまう。今まで導入されたところで、こんな強引な通し方をしたところはないはずだ」「観光業界に分断を持ち込む事態になっている」という声もありました。にもかかわらず、知事は「賛成の意見がかなりあるなという印象だ」と、このように強弁し、ここでも村井流の「ごり押し」の県政運営が県民の分断を呼んでいると思います。いかがですか、お答えください。

市町村長への個別訪問でも、おおむね理解を得たとされていましたが、この間、気仙沼市長、南三陸町長が相次いで拙速とのコメントを出すに至っています。両首長とも宿泊税の導入には賛意を示しつつ、気仙沼市長からは「議論が十分だったのか疑問が残る」「もう少し吟味されるべきだったのではないか」との意見が、南三陸町長からも

「説明の仕方が稚拙だったのではないか」、四年前の議論を振り返って「当時言われたことを何ら解消しないで、同じ説明を繰り返している。宿泊業者から不平、不満、疑問が出てくるのは当然ではないか」このように指摘されました。大崎市議会、蔵王町議会、栗原市議会からは、拙速な宿泊税導入に反対する意見書が、登米市議会からは、慎重審議を求める要望が届けられ、七ヶ浜町議会からも、拙速の導入に対し再検討を求める意見書が出されました。大崎市議会の意見書では、県内各自治体並びに各議会、宿泊事業者にもその用途や在り方についての協議の場や十分な説明もなく、県と仙台市のみでの協議・導入では、税の公平性や今後の観光振興推進にあたっても理解を得難いものになると言わざるを得ない。ここまで言及されています。租税論に通ずる方からは、宮城の制度設計は他の自治体の事例を切り貼りしている印象。課税根拠がない、問題だらけの独自課税が全国各地に広がることを懸念している。こういった指摘もありました。知事、多くの関係者が指摘するように、宿泊税の導入に、納税者と宿泊事業者の納得と理解は不可欠です。地元紙も同様の趣旨の社説を掲げていました。この間の宿泊事業者向け説明会や、知事自らが出席された県民向け説明会での事業者や県民の声、そして各首長の指摘や各議会からの意見書・要望を正面から受け止められ、今般の宿泊税条例案は取り下げられるべきです。知事の決断を求めます。お答えください。

大綱二点目、四病院再編など当事者無視の県政運営の転換をと求めて質問いたします。

四病院再編統合問題、県営住宅の廃止問題、宿泊税導入問題、この間、知事が打ち出したこれらの政策課題に共通して見られるのは、一貫して当事者無視、関係者無視の知事の政治姿勢だったと言わざるを得ません。方針を提示する前に、当事者の意見を聞くというプロセスがおざなりにされ、自身が推進する政策への理解を求めるのみで、どれだけ反対意見があっても、持論を変えることをよしとしない。これでは、県民はたまったものではありません。

四病院再編統合問題で、名取市植松地域の新築がもくろまれていた新日赤病院について伺います。五月二十日の地域医療構想調整会議仙台区域での議論でございますが、事務局の発言として、「開院後の財政支援については、県としては予定していない。統合に向けたハード整備に合わせて二百億円の支援の額として提示したと。総合周産期母

子医療センター等については、引き続き、支援することにはなるが、それ以外の部分は予定していない」という発言がございました。この発言に対し、ある委員からは「仮に財政支援をしないとすると、がん治療に偏りが出てくるのではないか。儲かるがん治療だけを行うことが懸念され、県の政策医療として掲げてきたがん医療が危うくなる可能性があることを指摘させていただく」という発言でございました。これに対し、事務局からは、「がん治療に関しては、基本合意の中でも、がん診療連携拠点病院と位置づけることを明記しており、こちらに対しての支援も継続する」と答弁がございました。がん診療に関わる財政支援について、事務局の答弁内容に矛盾があると思われる。開院後の財政支援について予定していないと言いつながら、がん診療連携拠点病院に対しての支援を継続すると言っているのはどういう意味でしょうか、お答えください。また、前言撤回を前提に考えても、がん診療連携拠点病院と位置づけた上での国や県からの支援が、これまでの県立がんセンターが都道府県がん診療連携拠点病院との位置づけの下に受けてきたレベルで継続されるのかどうか不透明です。県立がんセンターの機能・セクションの継続について、今年の二月議会でもいただきましたが、当局の答弁は、東北大学も含めて関係者で協議中とのことでした。改めて、以下の機能・セクションについての協議の到達点を伺います。お答えください。宮城県がん登録室、そして患者サポートセンター、緩和ケアセンター、がんゲノム医療センター、研究所について、この間の協議の到達点をお示しくください。

そもそのあり方検討会議で、がんの医療を中心にとということスタートし、二〇二〇年八月四日の三病院の連携・統合議論開始に際しての知事の臨時記者会見は、がんを総合的に診療できる機能を有する病院の実現に向けた検討の開始についてと題して行われました。新病院の機能としては、あくまで、がんの医療を中心とした総合的な機能を持った病院ということであればならないし、その点では、県立病院としての存続が必至と思われましたが、昨年末の基本合意では、運営は日本赤十字社が担うとされました。今年度、四月以降の県立病院機構と同病院機構労働組合との交渉の中では、がんセンターの現在の機能を落とさないことが双方の共通認識・目標として確認されています。知事にお聞きします。県も、機構や機構労組と同様に、がんセンターの現在の機能を落とさない、このように認識され、日本赤十字社との協議に臨んでいると理解してよろし

いですね。重ねて伺います。お答えください。

老朽化が著しく、建て替えが急務とされながら動きが止まったままの県立精神医療センターについて伺います。九月九日に、当事者団体の方々が知事に対し、「これ以上私たちを苦しめないください」という声明を届けられました。二〇二一年の九月九日に四病院の再編・移転構想を打ち出して以降、県は場当たりのなびほう策の提案を繰り返し、精神医療ユーザーや医療関係者、その支援者などを振り回してきました。当事者団体の方々からは、前年度末とされていた東北労災病院との基本合意に関わる協議が整わず、今年度も継続すると発表されてから「動きが何もないことが第二の被害になっている。生活に影響し続けている」と訴えられています。知事は、その二日後の十一日の記者会見で、「やはり一番は当事者の方がどうなのかということだ、より柔軟に対応してきた結果、大変時間をかけてしまっていて、御心配をおかけしたことについては申し訳ない」と述べ、今は、多角的、柔軟にしっかりと考えて、労災病院や精神医療センターといろいろ調整しているとしていました。ここに来て、知事が、やはり一番は当事者の方がどうなのかということだと言われている。六月議会の答弁の際に、言い出されたと思います。三年前の九月九日に四病院再編・移転構想を打ち出す前に、当事者である精神医療ユーザーや医療関係者、その支援者、県精神保健福祉審議会にも諮ることなく提案された経過から見ると、ようやく気づかれたのかなと思います。真価が問われるのはこれからです。知事、当事者団体の方々からは、名取市周辺を中心としたにも包括維持発展を軸とした現在地ないしは名取市内での現精神医療センター建て替えを早期に行うよう強く求められています。知事が、やはり一番は当事者の方がどうなのかということ、こういうふうにかえるのであれば、この声に応える決断が求められているのではないのでしょうか。お答えください。

大綱三点目、女川原発二号機再稼働を断念せよと求めて質問を行います。

国内各原発の使用済み燃料の貯蔵問題が切迫しています。二〇二一年十月に閣議決定された国の第六次エネルギー基本計画では、核燃料サイクルの破綻を目の前に、使用済み燃料の貯蔵能力の拡大を進めることが余儀なくされ、具体的には、発電所の敷地内外を問わず、新たな地点の可能性を幅広く検討しながら、中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設等の建設・活用を促進するとされました。本年二月の東北電力による女川原発二号機に

おける使用済燃料乾式貯蔵施設の設置についての、県並びに女川、石巻に対する事前協議の申入れも、この計画に沿ったものと言えます。しかしながら、使用済み燃料の搬出先とされる日本原燃の再処理工場は、この九月末の完成予定が二〇二六年度中へと二十七回目の延期が発表され、再処理で生じる高レベル放射性廃棄物の最終処分地も未定という状況下で、使用済み燃料を各原発の敷地外へ搬出するめどは立っていません。九月六日に私も脱原発を目指す宮城県議の会の一員として、六ヶ所村にある日本原燃の原子燃料サイクル施設を同僚議員とともに見てまいりました。PRセンターで原子燃料サイクルの全体概要の説明を受けた後、広大な低レベル放射性廃棄物埋設センター施設、フランス・イギリスから返還されたガラス固化体を貯蔵中の高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター、着工からそれぞれ十四年、三十一年を経ても完成していないMOX燃料工場、再処理工場の現況を目の当たりに、原燃担当者の流暢な説明を暗たんたる思いで聞いてまいりました。見通しのない国の核燃料サイクルの下で、女川原発二号機の再稼働となれば、女川原発敷地内の使用済み燃料の貯蔵期間も貯蔵量も増え続けることとなります。知事、使用済み燃料をこれ以上増やすことは認められません。女川原発二号機の再稼働は断念すべきです。いかがですか、お答えください。

青森県においては、むつ市にある中間貯蔵施設が今月中にも稼働するとされておりましたが、こちらの稼働も十月にずれ込むと発表されました。青森県及びむつ市と事業者であるリサイクル燃料貯蔵株式会社との間で、周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書がこの八月九日に締結されましたが、その中で、使用済み燃料の貯蔵について、貯蔵建屋の使用期間を使用開始の日から五十年間、貯蔵容器の貯蔵期間も五十年間とし、使用済み燃料は、貯蔵期間の終了までに同施設から搬出するものと明記しています。また、福井県の杉本知事は、関西電力が六ヶ所村の再処理工場の完成が二〇二六年度中に延期されたことに伴い、福井県内の使用済み燃料の県外搬出計画を見直さざるを得ないとしたことに対し、新たな搬出計画が示されない限り、乾式貯蔵施設設置のための事前了解をしないとしています。核燃料サイクル確立の見通しが立たない限り、新たな使用済み燃料を生み出すことはよしとしない、現地での永久貯蔵につながる中間貯蔵・乾式貯蔵を認めないとの毅然とした態度をとられております。これまで宮城県は、県として、使用済み燃料は再処理することになっている、敷地内には残らないという説明を繰り返

してきました。今後とも、敷地内には残さないとの立場を貫き、女川を核のごみ捨場にしない。このように約束していただきたい。知事、お答えください。国が東北電力からの原子炉設置変更申請を許可すれば、乾式貯蔵施設の設置について、県として了解するかどうかの判断が求められることになります。これまでの冷却プールでの貯蔵とは、貯蔵方法も異なること、貯蔵期間についてもめどが示される状況にはないといった現実も県民の皆さんに説明し、意見を聞く必要があると思いますが、県の認識を伺います。お答えください。住民・県民向けの説明について、県は丁寧な説明を東北電力に求めているとされていますが、説明会の具体化についてはどうなっているのか、お聞かせください。

今年一月の能登半島地震を踏まえた防災計画と原発事故時の緊急対応について伺います。会派として、二月議会・六月議会の本会議質問でも、重ねて能登半島地震での道路損壊による避難経路の途絶、屋内退避しようにも損壊した建物内では避難のしようがないといった実態も踏まえた避難計画・緊急時対応の見直しを求めてまいりました。知事並びに復興・危機管理部長からは、女川地域の緊急時対応については、国の了承も得た避難計画であり、国による能登半島地震の検証の中で新たな知見が出て、女川の計画についても見直す必要があるということになれば見直すけれども、そうでなければ今の避難計画をそのままだと、このように答弁されていました。女川原発二号機の再稼働は九月から十一月に延期されていますが、再稼働となれば、事故のリスクは格段に引き上がります。NHK仙台放送局は、この十三日に県への取材も踏まえて、牡鹿半島では、住民が避難するための道路の合わせて十四か所が津波による浸水で通行できなくなるおそれがあることが分かったと報じ、「検証 女川原発再稼働」と題した特集番組も組まれました。国による新しい知見の提示を待つことなく、県としてしっかりと検証して、避難計画・緊急時対応を見直すことを求めます。お答えください。

大綱四点目、JSMCホールディングスの工場誘致に関わって伺います。

自公政権が進める経済安全保障政策の下で、大企業補助金と基金の残高が膨張し続いています。この十年間での基金の予算措置は累計三十九兆円に上り、巨額の基金事業の多くが経産省の大企業補助金の原資となっています。二〇二一年度には、特定半導体基金が設けられ、二〇二二年度の経産省からの大企業への補助金支出を見てみると、T

S M C ・ J A S M、キオクシア株式会社、ラピダス株式会社と半導体関連産業が一位から三位と突出しています。政府からの特定の外資・半導体メーカーに対する際限のない税金投入も際立っています。熊本の本 T S M C の工場建設計画の支援について、T S M C は日本政府から強い確約、日本政府の強力な支援を前提と発表していますが、同社と日本政府の交渉の経緯と中身は、国会と国民にも明らかにされないまま、既に一兆二千億円を超える補助金がつぎ込まれています。日本経済において、企業数で九九%超、従業員数で七割を占める中小企業に対する対策費が二〇二四年度予算で僅か千六百九十三億円にとどまっていることを見ても、その偏重・優遇ぶりは際立っています。知事に伺います。七月に議長が J S M C の役員の見問を受けた際の説明資料にも、政府からの一定水準以上の補助金交付を受けることが本事業の前提との記述がありました。一定水準とはどのような水準を指すのでしょうか。一定水準以上の補助金交付を受けるとの前提条件の確認は誰がどのように行うのでしょうか。また、確認できない場合に、事業は止まるのでしょうか。知事は、J S M C 社と日本政府の交渉の経緯と中身について承知されているのでしょうか、お答えください。

J S M C 社の工場進出に対するインフラ整備について、県として、同工場で使用する大量の水を確保するために、麓山浄水場の濁度低減処理施設の増設と県工業用水の配管を一部拡大して敷設替える計画があるとお聞きました。県企業局の担当課からは、財源は国のインフラ整備交付金、半導体設備の整備に関わる補助金などを活用するとも聞きましたが、補助率も踏まえた上での、県企業局の持ち出しはどのように試算されているのでしょうか、お答えください。

J S M C 社の工場進出が地域経済に与える影響については、県議会においても少なくない同僚議員がこれまで取り上げてまいりました。地域の事業者、地元の方々からも期待と不安の声が交錯しています。八月に党県議団として北上市と岩手県庁に伺い、第二製造棟を完成させたキオクシア岩手株式会社と関連企業の進出状況、周辺地域の雇用情勢、環境対策などについて伺ってきました。単純に同列視はできませんが、雇用に関しては、給与水準や人材の確保といった点で、地元企業への一層の支援・配慮も必要となることは間違いありません。県として、地元中小企業に対してどのような支援をされるのか、お答えください。

二月議会において私は、予定されているJSMCの半導体工場の建設に際して、第一に半導体の製造工程に加え、サプライチェーンの全域でPFASは使用しないことを確認するとともに、副生への対応を行うこと。第二に、工場の建設・稼働前に、周辺の河川・井戸水・農業用水等について調査を行うこと。稼働後の調査についても同様に行うように求めました。その後の対応状況と今後の取組についてお伺いします。お答えください。

大綱五点目、農業支援策の強化、営農意欲をつなげる鳥獣被害対策をと求めて質問いたします。

この夏、スーパーや米屋の店頭から米が消え、各地で米が買えない事態が広がりました。宮城県も例外ではありませんでした。米不足の原因について、政府は、昨年の高温障害による品質低下や、八月の宮崎・日向灘地震で政府が発した南海トラフ地震臨時情報を受けて、消費者が米を買いに走ったことが要因だと言っていますが、最大の原因は、米の供給量が少なかったことです。政府は米の消費が毎年減ることを前提に、生産量の削減を現場に押しつけ、昨年も前年比で十万吨減少させました。この間、毎年六月末時点の適正在庫は二百万トン前後としてきましたが、今年は一九九九年以降で最低の百五十六万トンしかありませんでした。主食用の水稻作付面積は二〇一三年の百五十二万ヘクタールが二〇二三年には百二十四万ヘクタールと二十八万ヘクタールも減少。生産量は二〇一三年の八百八万トンから二〇二三年には六百六十一万トンと百五十七万トンの減少です。稲作農家は二〇一〇年の約百十六万戸から二〇二〇年には約七十万戸と四割も減りました。今回の米不足は一過性のもではありません。生産基盤が弱体化しているのです、今後も続く危険があります。政府は、来年六月末在庫を今年より少ない百五十二万トンと見込んでいます。来年も米不足が再燃する可能性が高い。政府は、二〇一八年に米の直接支払交付金や行政による減反を廃止し、生産者に自己責任を迫ってきました。このまま市場競争にさらす政策では、国民の基礎的食糧である米の需給の安定は保てません。知事、今こそ、生産を下支えする価格補償、所得補償と、そのための農業予算の抜本拡充を国に訴えていただきたい。あわせて、県としても、農業予算を拡充し、担い手と農地を守る決意を示していただきたい。いかがですか、お答えください。

本県における野生鳥獣による農作物被害額は、二〇一四年度の二億九百九十四万円をピークに、翌二〇一五年度には一億三千八百七十万円とやや減少したものの、二〇二〇年度には、一億九千三百九十九万円となるなど、その後も高い水準で推移しています。二〇二二年度は速報値で一億三千二百九万円となっています。中でも、二〇一一年の東日本大震災以降に、東京電力福島第一原発事故の影響を受けて激増したとされるイノシシによる被害額が約五割を占めるに至っており、発生地域も県内二十七市町村に上るまでになっています。野生鳥獣による農作物被害は、営農意欲の減退や耕作放棄地の拡大に進展し、離農の増加にもつながり、農作物被害額として数字にあらわれる以上に農家に深刻な影響を及ぼしています。県としてもこの間、その対策として、県鳥獣被害防止総合支援事業交付金による市町村支援、集落ぐるみの鳥獣被害防止対策推進支援事業等といった取組を行ってまいりましたが、農家の方々の営農意欲をつなげる上では、より一層の支援策の充実が求められます。以下は、イノシシ被害と対峙している農家の声でございます。「イノシシを駆除し尽くさず、農作物を全部囲って侵入を防げというなら、その作業経費も補償しなくては絶対無理だ」「欧米並みの所得補償が必要だ」「鳥獣被害の対象を農作物の被害に限定しているが大きな間違いだ。農作物被害は農作物の生産者などがある程度の補助を受けつつも、大方の経費を自腹切って守っているから減っているだけだ」。知事、この声をどう聞きますでしょうか。侵入防止対策経費も被害額として捉えて、全体像を把握し、作業経費も含めた補償とすべきと考えますが、いかがでしょうか、お答えください。栃木県では知事自らが、群馬県では副知事がそれぞれ鳥獣対策の責任者に座り、本気度を示しています。本県においても、担い手と農地をどう守っていくのか、知事の決意を重ねて求めて、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 金田もとる議員の代表質問にお答えいたします。大綱五点ございました。

まず、大綱一点目、宿泊税導入提案は撤回をとの御質問にお答えいたします。

初めに、宿泊事業者の窮状についてのお尋ねにお答えいたします。

深刻な人手不足、燃料費の高騰、物価高や、いわゆるゼロゼロ融資の償還開始など、宿泊事業者のみならず、ものづくり企業、運送事業者、飲食業など多くの事業者の経営環境は大変厳しい状況にあるものと認識しております。このため、県といたしましては、国と連動した原油高騰・物価高対策をはじめ、中小企業の再起支援策など、できるだけ対応を行ってきたところであり、現在も販路開拓やデジタル化支援をはじめとして、経営に関する各種相談事業を実施しているほか、県制度融資による資金面での支援も行っております。宿泊税は、これらの支援に加えて安定的な財源を確保し、基金を設置した上で観光施策にのみ充当し、人手不足対策や業務効率化に向けた支援、閑散期の誘客施策などを実施するものであり、宿泊事業者を含む観光事業者の経営基盤の強化につながるものと考えております。

次に、宿泊事業者等の理解や導入への納得に対する私の発言についての御質問にお答えいたします。

県では、昨年十二月以降、延べ二百十四事業者に対する個別訪問により意見交換を実施し、宿泊税の導入や今後必要とする観光施策について、事業者側の御意見を伺ってきたところであります。その御意見の内容としては、宿泊税導入に対する賛成の御意見のほか、税収の使途、連泊客への配慮や、宿泊事業者側の事務負担軽減など、宿泊税導入に向けた解決すべき課題を挙げていただきました。これらの課題は、宿泊税導入に当たっての検討課題であり、条件付きで税導入に対して御理解を示していただいたものと整理したところでありますが、依然、御不安や御懸念をお持ちの宿泊事業者の方がいるものと承知しております。県としては、引き続き、こうした皆様の気持ちにしっかりと寄り添いながら、宿泊税が導入されてよかったと思っていただけのように、一体となって宮城の観光の将来を築いてまいります。

次に、四年前の反対意見を踏まえた制度設計の見直しについての御質問にお答えいたします。

前回の宿泊税導入提案時の議論を踏まえ、地域や観光事業者の声をしっかりと反映させるため、宿泊事業者や交通事業者などの観光事業者を中心とするみやぎ観光振興会議を立ち上げ、その中で頂いた御意見を基に、コロナ禍からの早期回復に向けたみやぎ宿泊割キャンペーンなどの宿泊需要喚起策や、ポストコロナを見据えたビジネスモデル

転換のための施設改修への支援などを実施してまいりました。今回の宿泊税の検討再開に当たりまして、みやぎ観光振興会議の場で御意見を伺うこととし、昨年十二月から今年一月にかけて圏域会議を開催し、一月十五日に開催した全体会議では、新たな財源確保に対し、多くの前向きな御意見を頂いたところであります。加えて、延べ二百四十四事業者に対する個別訪問や、県議会からの御提案に基づき、宿泊事業者の声をより丁寧に伺うため、地域単位での宿泊事業者との意見交換会等を計二十八回開催いたしました。これまでの宿泊事業者を含む観光事業者から伺った御意見や、県議会からの申入れを重く受け止め、免税点の更なる引上げや、施策のブラッシュアップ、特別徴収義務者の負担軽減策の検討を行い、制度設計を見直したところであります。

次に、県民の分断を呼んでいるのではないかととの御質問にお答えいたします。

今月十二日の県民説明会には、私が出席し、宿泊税導入の背景と宮城の観光の将来像を自ら説明するとともに、県民の皆様から直接忌憚のない御意見を頂きました。その中では、宿泊事業者の方を中心に御懸念と御不安の声を頂戴した一方で、「交流人口拡大のため、インバウンドに注力することは正しい方策だと思う」「ビジネス客が出張の際に、宮城の魅力を感じていただけたら、家族などと一緒にまた訪れていただける」「財源が確保されるのであれば、宮城には眠れる資源がたくさんあるので、掘り起こしてPRしていただきたい」「宿泊税を導入しながら地域を元気にする、業界に恩恵を与えていくというのは非常に大事だと思う」といった御意見も頂いたところであります。私といたしましては、想定していたよりも大変前向きな御意見が多かったという印象であり、今後とも、県民の皆様との対話を継続することにより、宿泊税導入の必要性について理解が得られるよう努めるとともに、県民総参加による魅力あふれる観光地づくりについてつなげてまいりたいと考えております。

次に、宿泊税条例案を取り下げるべきとの御質問にお答えいたします。

県内人口が急激に減少する中で、交流人口や観光消費額などが減少するおそれがあること、ゴールドenルートといわれる地域へ更なる一極集中が進むおそれがあること、東北のゲートウエーとしての役割を担っている我が県がこれまで以上の取組を行わなければ、結果として、東北全体も含め、交流人口の縮小を招くことにつながってしまうおそれがあることなどが大いに懸念されているところであります。また、現在、宿泊者の

仙台圏への一極集中が進んでいる中、仙台市が宿泊税を活用した更なる誘客を推進した場合、他地域との格差の拡大が懸念されます。こうした懸念を払拭するため、宿泊税を活用した取組を展開し、インバウンド需要の更なる取り込み等を図ることが必要であり、仙台市と一体となって、仙台市を含む我が県への誘客を強力に推し進め、更に、県内全域に送客する取組が今まさに必要不可欠であると考え、今議会に宿泊税条例議案を提案したものでございます。

次に、大綱二点目、四病院再編など当事者無視の県政運営の転換をとの御質問にお答えいたします。

初めに、日本赤十字社との協議に向けたがんセンター機能に関する県の認識についてのお尋ねにお答えいたします。

がん医療に係る新病院の具体的な機能については、県内のがん医療の状況や、東北大学病院を含めた他のがん診療連携拠点病院などとの役割分担・連携の状況を踏まえた上で決定すべきものと考えており、関係者間協議においても、新病院を含めた県全体でがん医療の水準を確保することを前提として、検討を進めているところであります。県といたしましては、第四期宮城県がん対策推進計画に基づく政策医療の推進に向けて、新病院ががん診療連携拠点病院の機能を発揮し、我が県のがん政策で担うべき役割をしっかりと果たすことができるよう、引き続き、関係者との協議・検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、県立精神医療センターの早期建て替えについての御質問にお答えいたします。県立精神医療センターの移転・建て替えについては、令和元年度のあり方検討会議の提言に基づき、富谷市内の区画整理用地に移転し、東北労災病院と合築することで、老朽化した施設の早期建て替えや、身体合併症への対応能力の向上などを目指して取り組んでいるものであります。これまで、患者や家族などの当事者をはじめ、関係団体や精神保健福祉審議会から様々な御意見を頂いており、それらの意見も踏まえ、現在、本院の機能を名取市内に設置した上で、県北部の患者の精神科医療にも対応する形なども含め、柔軟かつ多角的視点により対応案の検討を進めております。県としては、労働者健康安全機構との協議・調整を継続するとともに、精神医療センターの移転・建て替えの方向性について、当事者や関係者の皆様から御意見を伺いながら、更に検討を重ねて

まいります。

次に、大綱三点目、女川原発二号機再稼働を断念せよとの御質問にお答えいたします。

初めに、使用済み燃料をこれ以上増やすことは認められず、女川原発二号機の再稼働は断念すべきとのお尋ねにお答えいたします。

使用済み燃料対策を含む核燃料サイクルや原子力発電所の稼働の是非を含む原子力政策については、国において、総合的に判断されるべき問題であると考えております。再稼働については、令和二年十一月、県議会や市町村長の御意見等をお聞きした上で、政府の方針に対し、県として理解表明をしたものであり、現在もその考えに変わりはありません。

次に、女川を核のごみ捨場にしないと約束していただきたいとの御質問にお答えいたします。

使用済燃料乾式貯蔵施設における貯蔵については、東北電力から一時的なものと説明を受けております。使用済み燃料対策は、国が前面に立って主体的に対応し、取組を着実に進めていく必要があることから、県としては、引き続き国に対し、対策の促進について求めています。

次に、能登半島地震を踏まえた国による新たな知見を待つことなく、避難計画等を見直すべきとの御質問にお答えいたします。

関係七つの市町の避難計画を取りまとめた女川地域の緊急時対応については、道路寸断や孤立地域の発生など、複合災害時の対応も含め、国の原子力防災会議において具体的かつ合理的であるとして了承されたものであります。また、毎年の訓練では、道路が通行できず孤立化した地域を想定して、実際に空路、海路の避難手順の確認を行うなど、避難計画の実効性向上に向けた取組を進めております。能登半島地震を踏まえた検証については、我が県に限った問題ではなく、現在内閣府が中心となり、志賀地域における複合災害時の対応の検討が進められているところであります。県としては、その動向を注視し、国から新たな知見が示された場合には、必要に応じ、地域防災計画や緊急時対応等の見直しを検討してまいります。

次に、大綱五点目、農業支援策の強化、営農意欲をつなげる鳥獣被害対策をとる御

質問のうち、米の需給安定と農業予算の拡充についてのお尋ねにお答えいたします。

農業経営の安定対策として、国では、農業共済制度や収入保険による収入減少時の補償や中山間地域等直接支払制度による条件不利地に対する支援などを行っておりますが、近年は、生産資材等のコスト高の影響により農業経営が厳しくなっております。急激なコスト高が生じた場合に国では、影響緩和対策により掛かり増し経費の一部支援を行ってまいりましたが、今年五月に改正された食料・農業・農村基本法においては、食料安全保障の確保に向けて、食料の持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格が形成される仕組みづくりに取り組むこととされたところであります。県といたしましては、この合理的な価格を形成する仕組みの検討状況を注視していくとともに、県内農業者の経営が継続・発展できるよう、農地整備の推進等を行いながら、需要に応じた米生産や、より収益性の高い園芸作物への転換などにより、担い手と農地を守り、もうける農業の実現に努めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 公営企業管理者佐藤達也君。

〔公営企業管理者 佐藤達也君登壇〕

○公営企業管理者（佐藤達也君） 大綱四点目、J S M C 半導体工場誘致についての御質問のうち、企業局の財政負担についてのお尋ねにお答えいたします。

企業局では、J S M C の立地に伴い大量の工業用水が必要となると見込まれていることから、その水需要に対応するインフラ整備を行うこととしております。財源としては、内閣府の新たな交付金である地域産業構造転換インフラ整備推進交付金の活用を見込んでおり、工業用水道整備事業の交付率は百分の三十以内となっております。それ以外の財源としては、公営企業債の借入れや内部留保資金の活用を想定しておりますが、これらを含む整備費用は、ユーザー企業が使用水量に応じて支払う利用料金で回収していくこととなります。なお、整備費用の額については、現在進めている設計業務を踏まえて算出することとしております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 総務部長小野寺邦貢君。

〔総務部長 小野寺邦貢君登壇〕

○総務部長（小野寺邦貢君） 大綱一点目、宿泊税導入提案は撤回をとの御質問のうち、宿泊事業者が特別徴収をしなかった場合などについてのお尋ねにお答えいたします。

今回提出している宿泊税条例案では、第三条で、納税義務者を宿泊者、第九条で特別徴収義務者を宿泊施設の経営者と定めており、これらの方々に、法定外目的税に係る地方税法第七百三十三条関係の規定が適用されます。仮に、宿泊事業者が宿泊税の徴収及び申告をしなかった場合には、県において調査の上、税額を決定し、宿泊業者に納入を求めることとなります。また、宿泊者が宿泊税を支払わなかった場合には、宿泊事業者が一時的に立て替え、本人に求償することとなります。このような場合、宿泊事業者には延滞金や加算金が課せられることもありますが、こうした事態にならないよう十分な周知に努めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

〔復興・危機管理部長 高橋義広君登壇〕

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 大綱三点目、女川原発二号機再稼働は断念せよとの御質問のうち、県民に説明し、意見を聞く必要があると思うが、県の認識はどうかとお尋ねにお答えいたします。

使用済燃料乾式貯蔵施設の設置については、事業者の判断で実施することであるため、東北電力が主体的に乾式貯蔵の意義や安全性等について説明責任を果たすべきと考えております。

次に、説明会の具体化についてどうかの御質問にお答えいたします。

住民・県民向けの説明について、東北電力からは、女川原子力発電所周辺地域の全戸を対象に戸別訪問で実施するとともに、県内全域に対して新聞折り込みにより周知を図っていると聞いております。県としましては、乾式貯蔵施設の設置については、引き続き東北電力に対し、手法にこだわらず、住民・県民の皆様様に丁寧に説明を行うことを求めています。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 環境生活部長佐々木均君。

〔環境生活部長 佐々木 均君登壇〕

○環境生活部長（佐々木均君） 大綱四点目、JSMC半導体工場誘致についての御質問のうち、昨年度の議会後の対応状況と今後の取組についてのお尋ねにお答えいたします。

JSMCの工場建設に当たっては、現在、事業者に対して、公害関係法令に基づく特定施設の設置や排水処理施設の内容のほか、多くの化学物質の利用が見込まれることから、PFASの代表的な物質であるPFS、PFOAを含めた使用の確認を行っているところです。なお、意図せぬ副次生成物も含め、PFS及びPFOAは、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律で製造や輸入が原則として禁止されており、使用されることはないと考えております。また、立地予定地周辺の河川や井戸水等の調査については、現在、先行自治体の情報収集を行っているところです。なお、県が過去に実施した調査では、立地予定地周辺においてPFS及びPFOAの暫定指針値を超過した地点はありませんでしたが、今後、事業者の工場建設・稼働計画の詳細を確認した上で、水質調査の実施について、引き続き検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱二点目、四病院再編など当事者無視の県政運営の転換をとの御質問のうち、新病院開院後の財政支援についてのお尋ねにお答えいたします。

仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合に係る財政支援については、昨年十二月に締結した基本合意に基づき、政策医療上の課題解決の実現に向けて、県から日本赤十字社に対し、施設整備費の一部を補助することとしております。また、県立病院機構に対する運営費負担金のような財政支援は想定しておりませんが、県では、政策医療の推進のため、周産期母子医療センターやがん診療連携拠点病院などに対し、国庫等を活用した補助事業を実施しており、新病院においても、関係者間の協議を経て、開院後の医療機能等が補助要件を満たす場合には、補助金の交付対象になるものと考えております。

次に、県立がんセンターの機能等の継続に係る協議状況についての御質問にお答えいたします。

名取市に整備予定の新病院の医療機能については、昨年十二月に締結した基本合意に基づき、関係者間で協議を進めており、がん医療に関しては、がん診療連携拠点病院として位置づけ、現在、がんゲノム医療や緩和ケア、がん相談をはじめとした患者サポートなどの機能の検討を行っているところです。また、県立がんセンターの研究機能については、東北大学に対し、今後の在り方に係る協議の依頼を行っており、新病院の医療機能の検討と併せて、引き続き協議してまいりたいと考えております。なお、宮城県がん登録室については、県の委託事業であることから、新病院の医療機能等の協議を踏まえた上で、今後、委託先の検討・調整を行ってまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

〔経済商工観光部長 梶村和秀君登壇〕

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 大綱四点目、JSMC半導体工場誘致についての御質問のうち、政府による補助金についてのお尋ねにお答えいたします。

半導体生産拠点の整備については、経済安全保障推進法などの法令に基づき、経済産業大臣による事業計画の認定を前提とした補助制度が設けられており、例えば、従来型半導体の供給確保に寄与する事業の補助率は、事業費の三分の一以内とされていると承知しております。JSMCホールディングスが事業の前提としている一定水準以上の補助金交付については、具体的な金額は明らかではありませんが、この補助制度の適用を受けることであると理解しております。また、補助金交付に係る経済産業省との交渉経緯や内容については、現在、最終的な協議が行われていると伺っており、事業実施の判断は、その結果を踏まえて、JSMCホールディングスが行うものと認識しております。次に、地元中小企業の雇用に対する支援や配慮についての御質問にお答えいたします。

JSMCホールディングスの新工場立地に伴い、多くの関連企業の進出が期待される一方で、地元中小企業を中心に人手不足を懸念する声があることは承知しております。このため、ものづくり人材の確保に向けては、県内の私立大学や産業界が一体となって、大学生に地元中小企業の魅力を伝えるものづくりカリッジをスタートさせたほか、学生が短期間に複数の県内企業を体験できるパッケージ型インターンシップの充実を図ると

ともに、ものづくり企業奨学金返還支援制度を創設し、大学生などの県内就職と県内定着を強力に推進しているところです。加えて、先般、インドネシアで開催し盛況であったみやぎジョブフェアや、今後、大崎市が開設する公立日本語学校への支援などを通じ、外国人材の活用に向けた取組も積極的に推進してまいります。また、地元中小企業の給与水準の向上に向けては、現在の県内の実質賃金はプラスに転じておりますが、企業の稼ぐ力を強化していくことが何より重要と考えております。このため、中小企業等デジタル化支援事業や中小企業販路開拓総合支援事業により、生産性向上や販路開拓に取り組む企業への支援を進めており、今後とも持続的な給与水準向上に向けた支援に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 農政部長橋本和博君。

〔農政部長 橋本和博君登壇〕

○農政部長（橋本和博君） 大綱五点目、農業支援策の強化、営農意欲をつなげる鳥獣被害対策をとの質問のうち、野生鳥獣における侵入防止対策経費に作業経費も含め補償すべきとのお尋ねにお答えいたします。

県では、国の交付金を活用し、鳥獣被害防止特措法に基づき被害防止計画を策定した市町村が計画的に行う防止柵設置の資材費購入などに必要な予算を措置し支援を行っています。また、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、各実施地区において、活動計画に侵入防止柵の設置作業など鳥獣被害防止対策を位置づけ、日当などの経費として支払うことが可能であり、実際に負担軽減につなげている地域もあります。このほか、県では、効率的で効果的な防止柵の設置に向けて専門家を派遣するとともに、設置後の効果検証や維持管理のフォローアップなど、ソフト支援に重点を置いて効果の発現に努めております。県といたしましては、今後とも農業者の営農意欲を損なうことなく、持続的な生産活動につながるよう、鳥獣被害の防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） それぞれに御答弁ありがとうございました。再質問させて

いただきます。最初に、鳥獣被害対策でございますけれども、この間、鳥獣被害対策調査特別委員会の委員としても、県内外それぞれ調査してまいりました。仙台市内の状況でも、集落ぐるみの取組が重要だとか、獣害対策にも地域力が必要だという声が上がっております。一方で、高齢化が進んでいるという状況の中で、地域としてもたないという声もあります。侵入防止柵の設置まではいいんですけれども、そのあとの修繕とかメンテナンスとか、下草刈りとか、ここの労働力のところに対してもやはり具体的な援助を、もう一声お願いしたいという声が上がっておりますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 農政部長橋本和博君。

○農政部長（橋本和博君） 確かに現場のほうで高齢化が進んでいるというふうな声は聞いてございます。そうした中、先ほども答弁の中でお話ししましたけれども、集落の中で多面的機能支払交付金というようなものを活用して、農道であるとか水路であるとか、そういったものも管理していくというふうな活動に対する支援もさせていただいておりますので、その対象農家さんだけではなくて、集落ぐるみで、その周りの方も一緒に入っていたきながら、メンテナンス等についてはやっていくということが必要になっていくというふうにご認識しております。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 続いて、JSMCホールディングスの工場誘致に関わってお聞きいたします。先ほどの国からの補助水準がどれくらい来るか来ないかで最終的に判断するのはJSMCだという御答弁でございました。これは、JSMCがこれぐらいだったらやめるということもあり得るということですか。いかがでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 先ほど申し上げましたのは制度の概要で、我々としてしましては、多分、今、JSMCがそちらの制度で国と協議をしているのではないかということですので、それに基づきまして、それが総事業費の三分の一以下ということをお客観的な事実を述べただけでありますので、今、最終協議をしておりますJSMCが国との間でやっている協議に基づいて、事業者が判断するのではないですかということをお答えしたままでです。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 続いて、工場の建設稼働前に周辺の河川、井戸水、農業用水等についての調査は確実に行っていたかと思いますが、重ねていかがでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 環境生活部長佐々木均君。

○環境生活部長（佐々木均君） 先ほども御答弁申し上げましたけれども、現在、事業者のほうから詳細な計画の内容を確認させていただいておるところでございます。その内容を踏まえまして、我々として、検討・判断させていただきたいというふうに思っております。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） これはやはり稼働前にしっかりとやっていたかどうかその後の対応に関わってきますので、重ねてお願いしたいと思います。関連して、J S M C社との間で環境保全協定の締結について、その必要性を含めて検討されておりますでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 環境生活部長佐々木均君。

○環境生活部長（佐々木均君） そういった公害防止協定も含めて、今後の対応につきましては検討を進めたいというふうに思っております。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） こちらも重ねてしっかりと対応していただきたいというふうに思います。

四病院問題についてお伺いいたします。知事の答弁、あるいは志賀部長の答弁からも、県立がんセンターが現在担っている機能を落とさずに新しい病院に引き継ぐ、あるいは機能を落とさずに他の病院に引き継ぐという明確な答弁はありませんでした。県全体の中で考えていくという御答弁でございましたけれども、明らかになったのは、県立のがんセンターがなくなるわけでございますので、県の政策医療に掲げるがん医療の中心的役割を担ってきた県立がんセンターがまずなくなるということです。県としての責任放棄とも問われかねないと思いますが、この点について、いかがでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 決して放棄ではなくて、がん治療が政策医療であるということ

は当然のことでありますので、宮城県全体でしっかりとカバーをしていくということが重要だというふうに思っています。また、県立がんセンターができたときと今と事情が違うのは、東北大学のみならず、東北医科薬科大学という新たな医学部ができた。まだ産声を上げてそれほど時間がたっておりませんので、東北大学と伍して同じレベルだというようなレベルではまだないというふうに思いますけれども、いずれ東北医科薬科大学は、東北大学と同じぐらいのレベルに当然上がっていくだろうと。相当優秀な学生がどんどん育っていますので。そういうことを考えますと、がんセンターの機能を全て日赤で賄わなければならないということでは決してないだろうというふうに思っています、この辺については、我々は、がんについての知見を持ち合わせておりませんので、東北大学さんに間に入っていたら、東北大学さんにしっかりと御意見を言っていたら、差配いただきながら話を進めてまいりますので、大丈夫だというふうに思っております。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 知事から、我々はがんに対する知見を持ち得ていないという言葉が出るとはとても思わなかったのですが、知事、本当にそう思っていますか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君

○知事（村井嘉浩君） がんの勉強をしたことはございません。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 知事自身ががんの勉強をしたかどうかは別として、県として、がん政策医療と掲げているわけですから、これは知事としてしっかりと位置づけて進めるべき、そういう中身でこの間進んできたものだと思いますが、重ねていかがですか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） ですから、政策医療として宮城県がしっかりとコミットしている。これは、当然のことだということです。ただ、具体的にどこにどうすればいいのかということをお我々が頭越しに決めることは当然できませんので、それはやはりプロフェッショナルである東北大学さんに御指導いただきながら判断していく。そして、いずれは東北医科薬科大学さんにもいろいろ助けていただくことになっていくだろうと考えて

いるということでございます。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 今の言葉を受けて、精神医療センターの件についてお伺いいたします。知事の先ほどの答弁の中で、精神医療センターのあり方検討会議を受けて富谷市にという提案を行ったとありますが、あり方検討会議の時点では、富谷市移転ということはなかった。ほぼ、関係者一同、現在地名取市周辺での建て替えをイメージしていたかと思いますが、なぜ、このあり方検討会議を受けて富谷市にというふうになるのか。この点、いかがですか。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 時系列的な経緯を申し上げましても、あり方検討は、令和元年の取りまとめでございましたし、その後、令和三年に富谷市のほうから具体的な提案を受けたということでした。あり方検討の策定に関わった委員の先生のほうからも、当時は具体的な場所をどこにするかといった想定をしたわけではなく、そういったことなしに、いろんな様な必要な機能であるとか、そういったものを検討して打ち出したものだという事は、はっきり私も話を伺っております。結果、時系列的にそういったあり方検討があつて、その具体化を図っていく中で、令和三年に富谷市のほうからそういった再編の構想が出てきて、富谷市のほうから提案を受けて、こういったことに至っているといたしましたことでございます。その前段といたしましては、名取市内で十年程度かけて場所を探しても、なかなか具体的な場所が見いだせなかったということが背景にあることを申し上げたいと思います。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） やはり、方針を提示する前に、当事者の意見を聞くというプロセスがおざなりにされてきたことがずっと引きずっていると思います。

続けて、女川原発二号機の再稼働についてお伺いいたします。避難計画・緊急時対応についてですけれども、県は国からの新たな知見が示されて、女川原発に係る計画について見直しが必要だとなれば見直しけれども、そうでなければ、今の避難計画をそのままと繰り返していると。でも、この間、NHKの取材に対して、十四か所で浸水が想定されるといふ回答をされているわけですから、県は、十四か所で浸水を把握した

のはいつ頃でしたでしょうか。お伺いいたします。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 道路計画の中でこれが出されたのは……。正確な日時は、今手元にない状況でございます。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 報道機関の取材に対してお答えした中身でございますので、しっかりと後で御報告いただきたいと思えます。少なくとも十四か所でそういう事態が起こるということで県は把握しているわけです。それに対して、国の知見があるなしにかかわらず、その対応を行うのは、県として当然のことなのではないでしょうか。いかがですか。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 先ほどお話しましたけれども、あくまでも、女川地域の緊急時対応については、孤立地域の発生とか、道路が通じないというようなことも想定しながら空路や海路による避難ということも想定して行っているというものでございます。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 昨日の記者会見で、知事は、原発再稼働について、規制委員会において安全性が確認されて、それでゴーサインを出したということを繰り返しておられて、再稼働させること自体に問題はないんだと、避難計画・緊急時対応の検証作業とは切り離して考えるべきだということも繰り返し述べておられました。これは、切り離すわけにいかないんだと思えます。万が一、事故が起きたときにどうやって避難するかというところが問われるわけですから、これはセットではないですか。知事、改めていかがですか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 先ほども答弁いたしましたとおり、女川地域の緊急時対応については、道路の寸断、孤立地域の発生など複合災害時の対応を含めまして、国の原子力防災会議において、具体的かつ合理的であるとして了承されたということで、国がまず認めたということです。毎年訓練をやりまして、空路・陸路を含めていろんな手順でや

っておりますので、まずは、女川原発のこれをもって、理解できない金田さんがいるから、原発再稼働できないというのは、やや行き過ぎではないかなということでもあります。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 従前の避難計画・緊急時対応の実効性をめぐっては、能登半島地震が突きつけた、半島部に位置した原発が複合災害に見舞われた際の現実、屋内退避も広域避難もできなくて被曝を強いられるという状況が目の前にあるわけですから、避難計画・緊急時対応の見直しなしに、二号機の再稼働に進むのはやはり許されないのだと思うのですが、改めていかがですか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 私は、許されると考えているということです。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 二百万人の県民の命を預かる知事の発言とは到底思えない発言だというふうにお答えいたします。

宿泊税の問題について、引き続きお伺いいたします。宿泊客から納税に理解をもらえない場合の対応を県が引き受けると、カスタマーセンターをつくるというふうになっていきますけども、カスタマーセンターはどの部署が担うことを想定されているのか、対応される時間、外部委託の有無も含めて伺います。

○議長（高橋伸二君） 総務部長小野寺邦貢君。

○総務部長（小野寺邦貢君） カスタマーセンターといたしまして、制度導入開始当初は二十四時間の対応を基本といたしまして、チェックアウト時の混雑時間帯は対応者を増強するなど、フロントでのトラブルに対して迅速に対応できるように相談体制を強化してまいりたいと考えております。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 二十四時間対応だと、オンタイムでの対応が行えるというふうに今答弁されたかと思えます。フロント窓口の電話対応も行ってくれるということですのでよろしいですね。

○議長（高橋伸二君） 総務部長小野寺邦貢君。

○総務部長（小野寺邦貢君） こういったことについては、宿泊事業者の皆様のご意見

も伺いながら、詳細について詰めてまいりたいと考えております。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 宿泊者が宿泊税を支払わなかった場合は、地方税法第七百三十三条の十五で、特別徴収義務者である宿泊事業者がその分も含めて県に納入した上で、納税拒否した宿泊者に求償権を有する。これも先ほど説明ございました。更に、宿泊事業者が求償権に基づいて訴えを提起した場合に、地方公共団体の徴税吏員は必要な援助を与えなければならぬとされています。必要な援助の中身について、具体的にお示しください。

○議長（高橋伸二君） 総務部長小野寺邦貢君。

○総務部長（小野寺邦貢君） これは、今回の宿泊税の条例の中に規定されております。宿泊事業者は申告、それから納入をしなければならぬと。申告された段階で、どういう方が、本来幾ら宿泊税を払わなければならぬのかという情報は県のほうに参りますので、それを裁判になったときに証拠として提出する。そういった支援になるかと考えております。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 同じく地方税法の第七百三十三条の二十一では、偽りその他不正の行為によって法定外目的税の全部または一部を免れた納税者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、またはこれを併科するとされています。ここでいう全部または一部を免れた納税者とは、どういった方を指すのでしょうか。納税拒否をした宿泊者も含まれるのでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 総務部長小野寺邦貢君。

○総務部長（小野寺邦貢君） 地方税法のこの規定は、徴収しなかった方に対する罰則ではありません。課税を偽りの手段でもって逃れた方でございます。今回の宿泊税は、誰がいつどこで宿泊して、課税額が幾らというのは、はっきりいたしませんので、課税は逃れようが基本ありません。なので、どういったケースが考えられるかといえますと、偽りの手段をもって課税そのものを逃れる。例えば、これは仮の話ですが、課税免除の規定も宿泊税条例にあります。修学旅行などで、その学校長の証明があった場合に免除されるわけなんです。例えば、不正にその証明書を偽造して課税を逃れたとい

った場合には、先ほど議員がおっしゃいました地方税法第七百三十三条の懲役五年以下の規定が適用されるということが考えられると理解しております。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） この免れた納税者の方々が訴えられるとなった場合には、訴えるのは県ですか、特別徴収義務者ですか。

○議長（高橋伸二君） 総務部長小野寺邦貢君。

○総務部長（小野寺邦貢君） これは公法に基づく訴えになりますので、これらは行政刑罰になります。刑罰なので訴えるのは検察官になります。検察官が裁判所に訴えるという形になります。県ではございません。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 今のこういう中身を、この間、宿泊事業者の方々にきちんと説明してこられてますでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 総務部長小野寺邦貢君。

○総務部長（小野寺邦貢君） 地方税法の規定でございますので、本来、我々もきちんとそこまで説明しなければならぬ。もちろん、そういう責任を感じております。それで、これまでの議論の中で、地方税法の罰則についてどうかという以前に、宿泊税の制度の中身、それから、その用途はどうであるかといったことについて、まず、御理解を頂くのが先だと考えています。これから、仮に今回の議会で可決されたといまして、御理解も、施行されるまでの間に約一年ぐらいの周知期間を設けなければならないと考えております。その間、きっちり罰則についても説明してまいりたいというふうに考えております。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君

○十一番（金田もとる君） 条例案が通った後、施行までの期間で、事業者・県民に対する説明を続けていくと。これは、無責任ではないですか。事前にちゃんと説明しないと、事業者は納得できないではないですか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 基本的に宿泊事業者の皆さんは、可決されたら協力していただけるものだという性善説に立ってやっているものですから、悪いことしたときはこうし

ますからねと、それこそそういうことを言うと「俺たちをそういう人間だと思っているのか」ということになってしまっているのではないかと、当然そういう議論もあったんです。でも、まずは、もっと大きな観点から、宿泊税の必要性、そして具体的にこういう人を考えておりますといったようなことで、まず理解を頂くということが何よりも大切だと思います、当然ですけれども、仙台市と一緒にやって、この罰則規定をどうするのかと、最終的には検察協議が必要でしたので、六月議会では間に合わないというようなことでもかなり時間をかけて検察としっかり協議をして内容をまとめてきたということであります。可決をしていただきましたならば、一年ぐらいかけてから施行ということになります。というふうに思いますので、その間に宿泊事業者の皆さんに、こういった細かい点も含めて、また、コールセンターの内容も含めて、詳細についてしっかり説明してまいりたいというふうに思っております。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 結局、宿泊者から頂けなかった場合には、宿泊事業者がかぶることになる。このことについても、きちんと説明されてきたかどうか、これ自体も怪しくなっています。宿泊事業者の方々の理解がどこまで進んでいるか。それを、通った後、実際に施行するまで一年間あるのだから、その中で説明していく。これはやはり無責任だと思いますよ、知事。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 私もここに至るまで、先に先行してやっておられた県知事さんとか、あと仲のいい市長さんなどに、どうでしょうかと聞きましたけれども、私が聞いた範囲内ですから全部正確ではないですけども、そういうことは今までなかったよと、何かあったというのは一件もありませんでした。ですから、三百円で払わないというようにすることはまず、ほとんどの場合は起こらないのでは。私も実際いろんなところに泊まっていますけれども、宿泊税と気がつかずに払っていますので、恐らくそれほどフロントでもめることはないと思うのですけれども、何かあったときのためにしっかり二十四時間のコールセンターを設けて、宿泊事業者の皆さんに御迷惑をおかけしないような体制はとってまいりたいなというふうに思っております。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 事前の説明をしつかりとやらない。このことがやはり大きな問題だと思います。改めてですけども、福岡や長崎はこの間本当に丁寧な進め方をしてきた。先ほども壇上から御説明させていただきましたけれども、そういう経過があります。その点からいって、宮城の進め方は、やはり拙速だと言わざるを得ません。租税論に通ずる方ということで、河北新報に載りましたけれども、神奈川大学経営学部教授のコメントで、宮城県の今回の宿泊税については課税根拠がない、曖昧だ、問題だらけの独自課税だという指摘について、九月十二日の県民向け説明会の場では、梶村部長のほうからは、一つの意見として受け止めているという答弁がありました。東京都の宿泊税をはじめ、幾つかの自治体の訪問税制度設計にも携わってきた方でございますので、それなりに説得力があると思います。この間、県の制度設計に関与された専門家の方に、この教授の指摘について意見を求めておられますでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 議員が御指摘のとおり、先日の説明会で、そういった一つの見識として受け止めると言った背景には、実は、我々宮城県の観光振興財源検討会議の中では、税制度の専門家をお呼びしております、その中で、いろいろ検討いただいた上で、課税客体、それから課税手法についてまとめていただいて、それが妥当だという答申を頂いたので、それにつきましては、宿泊客を対象とするということで、これは先行している自治体もすべからく同様な手法を取っております、それに対して何ら今のところ訴訟などが起きていないという状況も含めまして、我々としましては、今取っている手法が前提だということで、一つの見識だというのはそういった意味でお答えしたまでです。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 約七割の事業者から理解を得たと、この知事の発言についてですけども、昨日は、知事が顧問を務める県観光誘致協議会が会員を対象に実施した研究調査の結果が報じられました。知事も記者会見の中で答えておられましたけれども、観光事業者の五割が反対となっている。知事は昨日の記者会見で、どちらが正しい悪いということはないが、調べ方が違ったと受け止めていると述べておられて、七割が理解だという見解は崩さない。知事らしいと思いますけれども、やはり、知事、大事な

のは、観光誘致協議会の事務局からも、導入に向けた議論の時間をもっと増やして、事業者の意見を酌み取りながら、より中長期の観光ビジョンを具体的に示すべきだというふうに指摘されていることなんです。現時点で導入反対の声を上げている多くの宿泊事業者の声を切り捨てて、このまま前に進むのはやはり認められません。大崎市や蔵王町、栗原市、登米市、七ヶ浜町の各議会からの意見書を重く受け止めべきです。改めて、知事、いかがですか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 当然そういった声があったことは重く受け止めなければならぬと思うのですが、今の最初の御発言の部分ですけれども、私ども七割と言っておりますのは、二百十四の事業者に個別訪問しています。一人一人面談で会ってお話を聞いています。それで、当然大賛成だという方はいません。ただし、やろうとしていることは分かるよと。ただ、こういうことをしてほしい、ああいうことをしてほしいということ、そういう人たちは、反対だとおっしゃらなかったということ、反対ということをおっしゃらなかった方が七割程度ということでありました。そういう受け止めをしていただいて結構だと思います。今回の県の観光誘致協議会は、全部で百二十三事業者が対象でして、その方たちにインターネットでアンケートをした。答えた方が五十四事業者、四三・九％。五十四事業者のうちの半分が賛成で半分が反対。つまり、二十七事業者が賛成されて、二十七事業者が反対ということでございます。そういった意味では、統計というのは当然いろんなとり方がありますので、何をもって正しいとか正しくないとか言えないというふうに思いますけれども、私どもは、面談をしてそういう御意見を頂いたということで、協力していただける方が相当程度いるなというふうな判断の材料にさせていただいた。ただ、表現として、七割の方が御理解いただいたとか賛成だったというふうな言い方をしたために、それはちょっと行き過ぎではなかったのかというお叱りを受けて、それは反省しなければいけないと、職員にもそれは反省しようというふうに言っております、決して正しかったというふうに思っておりませんが、今回、仮にお認めいただいて施行させていただいたならば、私は、事業者の皆さんは、協力していただけるものというふうに感じているということでございます。そういう意味で発言させていただきます。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 賛成・反対の取り方については、知事自らが私どもの会派に来て御説明されたときも同じように丁寧に説明いただきましたので、その捉え方はおかしいよということもお伝えしたつもりでございます。最後になりますけれども、やはりここは、一旦条例案を取り下げて、事業者や県民の理解と共感、納得のいくまでの協議・説明が必要だと、現状で導入を強行すれば、必ず禍根を残します。重ねて条例案の取下げを求めて質問を終わります。ありがとうございました。